

# 初めての宅地分譲条例を制定

## 第四回市議会定例会

昭和五十四年の第四回市議会定例会が九月十日に開会、会期十二日間で二十一日に閉会されました。

今回は、当市で初めての宅地分譲条例の制定、一般会計の補正予算や企業会計の決算など議案八件、報告事項十一件で、審議の結果いずれも原案どおり可決・認定されました。

### 人事

#### ◎教育委員会委員の任命

日光市教育委員会委員、野尻惣一郎氏(御幸町)の委員の任期が九月三十日に満了するので、再任の議決を求めたところ、議会の同意を得ました。任期は四年間です。

### 条例の制定

#### ◎宅地分譲条例

この条例は、市が取得または造成した宅地を分譲する場合、宅地購入者の資格、申し込み方法、分譲の条件、価格の算出方法などの必要事項を定めたものです。(詳細記事は二・三ページに掲載)

### 条例の改正

#### ◎表彰条例

今までの教職員と市職員の表彰は、勤続十五年と十五年以後は十年きざみでした。今後は、勤続十五年と二十五年、二十五年以後の勤続者は五年きざみで表彰されるよう改正されました。

#### ◎国民健康保険条例

社会保険との均衡を保つため、被保険者が出産したときに支給している助産費を、六万円から八万円に引き上げました。

### 決算の認定

昭和五十三年年度のリフト事業会計と水道事業会計の決算が認定されました。

#### ◎昭和五十三年度リフト事業会計

収益的収入は一億一千三十六万七千七百十三円で、前年と比較すると八百九十八万九千五百五十円(八・九%)の増収。  
収益的支出は一億七百六十一万

九千三百八十三円で執行率九〇・三%。構成割合は、営業費用が一億三百六十九万九千三百十円で九六・四%、営業外費用が三百九十二万七千三百三十三円で三・六%で、前年にくらべて営業費用は一千五百七十五万六千七百七十七円(一七・九%、営業外費用が二百五十九万七千六百七十七円(一九六・四%)の増となりました。

収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は、二百七十四万二千二百二十円を生じました。

資本的収入はなく、資本的支出では一千六百六十六万五千九百五十一円を要しましたが、これらは当年度損益勘定留保資金で補てん。また当年度未処分利益剰余金三百六十八万四千八百八円については、減債積立金二十万円、建設改良積立金二百五十万円を積み立て、残額三十六万八千四百八十八円を翌年度に繰り越しました。

#### ◎昭和五十三年度水道事業会計

収益的収入は一億七千七十万六千六百六十六円(八・六%)の増収、前年と比較すると二・三%伸びています。  
収益的支出は一億六千二百二十

万

## 十月は「都市緑化月間」

都市の緑と公園は、レクリエーションをはじめ日常の散策や休息の場として、私たちの暮らしに欠かせない憩いの場所です。

十月は「都市緑化月間」です。都市緑化月間は、すでにある緑や公園、広場などをみんなで大切にしようというものです。

## 恩給法等の一部改正

恩給法の一部が改正されましたが、そのうち旧軍人やその遺族に関係のある改善の主なものは、次のとおりです。

- ① 恩給年額計算の基礎となる仮定俸給年額が、最高三・九%増額され、このほかの各種の加算額についても、それぞれ引き上げられます。その時期は、四月・六月・十月の三回にわたり、逐次実施されますが、この改正は、本人やその家族の請求を待たずに、恩給局が職権により行うもので、その証書は、恩給局から受給者あて送付されます。
- ② 海軍の特務士官及び准士官の仮定俸給が、十月から改善されることになり、少尉及び

准士官の場合三号俸、大尉及び中尉の場合二号俸が、それぞれ引き上げられます。

- ③ 旧軍人の加算金の金額計算への算入については、六十五歳以上の者等に支給される恩給についてのみ、その年額計算の基礎に導入されることとなっていました。この年令要件を五歳引き下げ、六十歳以上とすることになりました。

以上の改善項目のうち、②及び③については、請求をするにより権利が発生します。該当すると思われる方は、福祉事務所におたずねください。